○独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取 扱要領実施細目

> 平成 15 年 10 月 1 日 機構規程第 121 号 改正 平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 49 号

(総則)

第1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領 (平成15年10月1日機構規程第120号。以下「取扱要領」という。)の実施に関して は、取扱要領に定めるもののほか、この実施細目によるものとする。

(まちづくり連携高速化工事)

第2 取扱要領第2条に定めるまちづくり連携高速化工事は、地方運輸局、関係地方公共団体及び鉄道事業者等で構成する協議会が策定するまちづくりに関する計画に位置づけられた高速化工事であることとする。

(軽微な変更の範囲)

第3 取扱要領第7条第1項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、流用先の費用の 当初計画額の30%以内の増額とする。

(補助事業により取得した財産等の処分を制限する期間等)

第 4 取扱要領第 14 条及び第 16 条の規定により理事長が定める期間は、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 38 号)に定める期間とする。

附則

この実施細目は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施細目の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。